

通達甲（交．免本．安）第22号

平成10年9月28日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

違反者講習実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、違反者講習実施要綱を制定し、平成10年10月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正され、軽微違反行為をし、当該行為が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）で定める基準に該当することとなった者に対する講習（以下「違反者講習」という。）制度が新設されることに伴い、新たに要綱を制定し、講習業務の円滑かつ適正な推進を図ろうとするものである。

第2 制定の要点

- 1 違反者講習の計画責任者を運転免許本部運転者教育課長とした。
- 2 違反者講習の実施者及び指導員の指定について定めた。
- 3 違反者講習の実施内容、実施時間等について定めた。
- 4 違反者講習に関する通知等の事務手続について定めた。

別添

違反者講習実施要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第13号に該当する者に対する講習（以下「違反者講習」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

違反者講習については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号。以下「都規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 座学 教本、視聴覚教材等を用い、道路交通の現状及び交通事故の実態その他自動車等の運転についての必要な知識について行う講義式の講習をいう。
- 2 活動 施行規則第38条第13項第2号の表第1号に定める運転者の資質の向上に資するものとして、講習規則第6条で定める活動をいう。
- 3 交通安全活動体験講習 活動を体験させる講習をいう。
- 4 実車等による安全運転講習 施行規則第38条第13項第2号の表第2号に定める自動車等の運転、運転シミュレーターの操作等により、安全運転に必要な技能及び知識についての診断及び指導を行う講習をいう。

第4 講習業務の実施体制

1 講習の実施者

講習の実施者は、運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）、島部警察署長及び東京都公安委員会から委託を受けて講習を行う者（以下「委託講習者」という。）並びに地域交通安全活動推進委員協議会及び社会福祉協議会とする。

2 講習の計画責任者

免許本部長は、講習業務の適正な運営を図るため、運転免許本部運転者教育課長（以

下「運転者教育課長」という。)を計画責任者として、次の事務を行わせるものとする。

- (1) 関係所属及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 講習計画の策定に関すること。
- (3) 講習の通知に関すること。
- (4) 指導員に対する指導監督及び教養に関すること。
- (5) 講習用教材の開発に関すること。
- (6) 講習効果の検証及び講習内容の改善に関すること。
- (7) 講習終了者の講習済登録に関すること。
- (8) その他講習業務の適正な運営に関すること。

第5 講習指導員の資格及び要件

講習指導員は、免許本部長が適任と認める警察職員又は講習規則第7条第2項に掲げる要件を備えた者で、委託講習者が適任と認めるものとする。

なお、地域交通安全活動推進委員協議会及び社会福祉協議会が行う活動を体験する講習の指導員については、講習を実施するそれぞれの協議会が指導員としてふさわしいと認める者とする。

第6 講習の通知等

1 講習通知書の送付

免許本部長は、施行規則第38条の4の2に定める「違反者講習通知書」(以下「通知書」という。)を講習対象者へ配達証明郵便に付して通知するものとする。

2 講習対象者がやむを得ない理由の書類を提出したときの措置

免許本部長は、講習対象者から施行令第37条の8第3項各号に掲げるやむを得ない理由により、通知を受けてから1か月間(以下「受講期間」という。)内に講習を受けられず、その後に講習を受けたいと申出があった場合は、当該講習対象者に、やむを得ない理由のあったことを証するに足りる書類を提出させ、当該書類により相当な理由の確認をした上で速やかに講習を受けさせるものとする。

3 移送通知書の送付

- (1) 免許本部長は、通知書を発送しようとする場合において、講習対象者がその住所地を他の道府県に変更していたときは、当該講習対象者に対し、速やかに運転免許証の記載事項の変更届出を行うよう指導するとともに、現に当該講習対象者の住所地を管轄する道府県公安委員会に別記様式第1「違反者講習移送通知書」(講習対象者が、国

際運転免許証等所持者のときは、別記様式第1の2「違反者講習移送通知書」を送付するものとする。

- (2) 免許本部長は、通知書を発送した後に、講習対象者が他の道府県に住所地を変更した場合において、当該講習対象者が、道府県公安委員会の行う講習を希望するときは、速やかに運転免許証の記載事項の変更届出を行った上で、受講の申出をするよう指導するとともに、当該道府県公安委員会に別記様式第2「違反者講習通知移送通知書」（講習対象者が、国際運転免許証等所持者のときは、別記様式第2の2「違反者講習通知移送通知書」）を送付するものとする。

4 期間経過の措置

免許本部長は、道府県公安委員会から前3に規定する違反者講習移送通知書又は違反者講習通知移送通知書を受け、講習対象者が受講期間内に講習を受けなかった場合には、その者が違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する道府県公安委員会に別記様式第2の3「違反者講習期間経過通知書」（講習対象者が、国際運転免許証等所持者のときは、別記様式第2の4「違反者講習期間経過通知書」）を送付するものとする。

第7 講習日の指定及び講習申請

1 講習日の指定

免許本部長は、講習日の指定については、講習計画に基づき通知書により行うものとする。

なお、講習日として指定された日（以下「講習指定日」という。）に、講習対象者の都合により受講できない旨の申出があった場合は、受講期間内に改めて講習日の指定を行うものとする。

2 事前体験コースの申請

講習対象者のうち、交通安全活動体験講習の事前体験コースを選択しようとする者については、講習指定日までに免許本部長に申請を行わせるものとする。

3 講習の受講手続

受講申請の受理は、都規則別記様式第16の6の4に定める受講申請書の提出を受け、講習手数料及び通知手数料を徴収の上行うものとする。この場合、講習手数料及び通知手数料の取扱いは、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）及び東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）の定めるところにより、その適正を期するものとする。

第8 講習の実施区分及び内容

講習は、次の実施区分に基づき行うものとする。

1 実施区分

(1) 交通安全活動体験講習

ア 事前体験コース

講習指定日までに活動の体験を行い、講習指定日に座学及び考査を行うコース

イ 当日体験コース

講習指定日に活動の体験を行い、座学及び考査を行うコース

(2) 実車等による安全運転講習

2 講習科目等

講習科目、講習方法、時間割等は、別表の「講習科目、時間割等に関する細目」のとおりとする。

第9 活動証明書の交付

運転者教育課長は、事前体験コースの活動を実施した実施機関に対し、別記様式第3の「活動証明書」を、活動を終了した者に交付させるものとする。

第10 活動実施結果の報告

免許本部長は、活動の実施機関に活動の実施結果を別記様式第4の「交通安全活動実施結果報告書（兼交通安全活動受講者名簿）」により、免許本部長（運転者教育課経由。以下同じ。）に報告させるものとする。

第11 講習指導員の心構え

講習指導員は、次の点に留意して、講習効果の上がるように努めなければならない。

- 1 受講者の交通安全意識向上を第一義とし、熱意をもって指導に当たること。
- 2 常に講習担当科目に関する研究に心掛け、講習内容の充実に努めること。
- 3 交通安全活動体験講習で街頭活動を実施する場合は、交通事故防止に関する指示を徹底すること。

第12 講習の実施結果報告等

- 1 免許本部長は、委託講習者に、別記様式第5の「違反者講習実施結果表」により、講習の実施結果を報告させるものとする。

2 島部警察署長は、別記様式第6の「講習実施結果表」により、講習の実施結果を免許本部長に通知するものとする。

第13 講習受講者に対する措置

計画責任者は、講習受講者については、運転者管理業務処理要綱（昭和59年8月20日通達甲（交. 免本. 管）第16号）により、速やかに違反者講習済登録を行うものとする。

別表（第8条関係）

講習科目、時間割等に関する細目

1 交通安全活動体験講習

(1) 四輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 導入	(1) 受講上の諸注意 (2) 書類作成	講義	140分
2 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材 等	
3 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		
4 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任		
5 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		
6 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚及び判断能力 (4) 飲酒運転の危険性		
7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車及び停車 (9) 危険な場所などでの通行 (10) 高速道路の通行 (11) 二輪車に対する注意 (12) 事故及び故障時の措置		
8 事件事例研究に基づく安全運転の方法			発表（ディスカッション）
9 運転適性についての診断及び指導	(1) 筆記による検査及び指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断及び指導	実習 運転適性検査用紙 講義 診断結果表	40分
10 活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動		150分
11 考査		感想文作成	30分
講習時間合計			360分

(2) 二輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 導入	(1) 受講上の諸注意 (2) 書類作成	講義	140分
2 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材 等	
3 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		
4 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		
5 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		
6 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車及び物理の法則 (5) 人間の感覚及び判断能力 (6) 飲酒運転の危険性		
7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 速度及び車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		
8 事故事例研究に基づく安全運転の方法			発表（ディスカッション）
9 運転適性についての診断及び指導	(1) 筆記による診断及び指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断及び指導	実習 運転適性検査用紙 講義 診断結果表	
10 活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動		150分
11 考査		感想文作成	30分
講習時間合計			360分

- 備考1 「運転適性についての診断及び指導」における筆記による診断は、「科警研編運転適性検査82-3」又はこれと同等以上のものを使用する。
- 2 「運転適性検査器材の使用による診断及び指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。
- 3 受講人員が少ないため、四輪運転者用及び二輪運転者用の区分による学級編成が困難である場合は、講習科目の一部について、合同で行うことができる

2 実車等による安全運転講習

(1) 四輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 導入	(1) 受講上の諸注意 (2) 書類作成	講義	140分
2 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材 等	
3 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の 実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		
4 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任		
5 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		
6 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚及び判断能力 (4) 飲酒運転の危険性		
7 道路交通法令の知識 及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車及び停車 (9) 危険な場所などでの通行 (10) 高速道路の通行 (11) 二輪車に対する注意 (12) 事故及び故障時の措置		
8 事故事例研究に基づ く安全運転の方法			
9 運転適性についての 診断及び指導	(1) 筆記による検査及び指導 (2) 運転適性検査器材の使用 による診断及び指導		実習 運転適性検査用紙 講義 診断結果表
10 自動車等の運転適性 についての診断及び指 導	(1) 実車による診断及び指導 (2) 運転シミュレーター操作 による診断及び指導	実技 教本、自動車、運 転シミュレーター、 視聴覚教材等	120分
11 面接指導		個別指導	30分
12 考査		感想文作成	30分
講習時間合計			360分

(2) 二輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 導入	(1) 受講上の諸注意 (2) 書類作成	講義	140分
2 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材 等	
3 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		
4 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		
5 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		
6 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車及び物理の法則 (5) 人間の感覚及び判断能力 (6) 飲酒運転の危険性		
7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 速度及び車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		
8 事故事例研究に基づく安全運転の方法			発表（ディスカッション）
9 運転適性についての診断及び指導	(1) 筆記による診断及び指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断及び指導	実習 運転適性検査用紙 講義 診断結果表	
10 自動車等の運転適性についての診断及び指導	(1) 実車による診断及び指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断及び指導	実技 教本、自動二輪車、 原動機付自転車、運 転シミュレーター、 視聴覚教材等	120分
11 面接指導		個別指導	30分
12 考查		感想文作成	30分
講習時間合計			360分

備考1 「運転適性についての診断及び指導」における筆記による診断は、「科警研編運転適性検査82-3」又はこれと同等以上のものを使用する。

- 2 「運転適性検査器材の使用による診断及び指導」又は「運転シミュレーター操作による診断及び指導」を行う場合には、「事件事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断及び指導」及び「運転シミュレーター操作による診断及び指導」を行う場合には、「事件事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。
- 3 受講人員が少ないため、四輪運転者用及び二輪運転者用の区分による学級編成が困難である場合は、講習科目の一部について、合同で行うことができる。

別記様式第1（第6の3関係）

違反者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会殿

東京都公安委員会

次の者について違反者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 の 種 類	
理 由	道路交通法第102条の2に該当
基 準 該 当 時 公 安 委 員 会	東京都公安委員会
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第1の2（第6の3関係）

違反者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会殿

東京都公安委員会

次の者について違反者講習移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏 名	
生 年 月 日	
国際免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる自動車等の種類	
理 由	道路交通法第107条の4の2に該当
基 準 該 当 時 公 安 委 員 会	東京都公安委員会
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2（第6の3関係）

違反者講習通知移送通知書

年 月 日

公安委員会殿

東京都公安委員会

次の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 の 種 類	
理 由	道路交通法第102条の2に該当
講 習 通 知	年 月 日 公安委員会通知
基 準 該 当 時 公 安 委 員 会	東 京 都 公 安 委 員 会
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2の2（第6の3関係）

違反者講習通知移送通知書

年 月 日

公安委員会殿

東京都公安委員会

次の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏 名	
生 年 月 日	
国際免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる自動車等の種類	
理 由	道路交通法第107条の4の2に該当
講 習 通 知	年 月 日 東京都公安委員会通知
基 準 該 当 時 公 安 委 員 会	東 京 都 公 安 委 員 会
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2の3（第6の4関係）

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公安委員会殿

東京都公安委員会

次の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 の 種 類	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2の4（第6の4関係）

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公安委員会殿

東京都公安委員会

次の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

本邦における住所	
氏 名	
生 年 月 日	
国際免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる自動車等の種類	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

活 動 証 明 書

住 所

氏 名 殿

講習番号 号

活動実施年月日	年	月	日
---------	---	---	---

上記の方は、道路交通法施行規則第38条第13項第2号に定める活動を体験したことを証明します。

年 月 日

活 動 実 施 機 関

備考 用紙の大きさは、縦15センチメートル、横21センチメートルとする。

年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

交 通 安 全 活 動 体 験 講 習

氏 名 印

氏 名 印

交通安全活動実施結果報告書（兼 交通安全活動受講者名簿）

実 施 日		月 日 (時 分 から 時 分)		
活 動 場 所				
活 動 内 容				
番 号	氏 名 (生年月日)	住 所	講 習 番 号	備 考
1	(. .)			
2	(. .)			
3	(. .)			
4	(. .)			
5	(. .)			
6	(. .)			
7	(. .)			
8	(. .)			
9	(. .)			
10	(. .)			
11	(. .)			
12	(. .)			

注 途中中止等、特異事案があった場合には備考欄に簡記する。

備考 用紙の大きさは、日本工業品規格A4とする。

違反者講習実施結果表

年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

講習受託機関名 _____

講 習 所 長 _____ 印

管 理 者 _____ 印

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習を
年 月 日に終了したので報告する。

番号	氏 名 生 年 月 日	住 所	免 許 証 番 号	実施 区分	講習指導員 の氏名	備考
1	年 月 日		第 号			
2	年 月 日		第 号			
3	年 月 日		第 号			
4	年 月 日		第 号			
5	年 月 日		第 号			
6	年 月 日		第 号			
7	年 月 日		第 号			
8	年 月 日		第 号			
9	年 月 日		第 号			
10	年 月 日		第 号			
11	年 月 日		第 号			
12	年 月 日		第 号			
13	年 月 日		第 号			
14	年 月 日		第 号			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6（第12の2関係）

講習実施結果表											
年 月 日 ()								警 察 署			
受 講 人 員	交通安全活動	事前体験コース			人						
	体 験 講 習	当日体験コース			人						
	運転シミュレーター体験講習		人								
	合 計		人								
講 習 種 別				交 通 違 反				交 通 事 故			
								人 身		物 件	
受 講 人 員	事 前 体 験 コ ー ス			人				人		人	
	当 日 体 験 コ ー ス			人				人		人	
実車等による安全運転講習				人				人		人	
計				人				人		人	
講 習 種 別		免 許 種 別								計	
		大型	中型	準中型	普通	大二	中二	普二	原付	他	
交通安全活動	事前体験コース										
体 験 講 習	当日体験コース										
運転シミュレーター体験講習											
計											
備 考											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。